

## 反彈圧の闘いに朗報

# 捜索・押収は違法！

**(財)日本鉄道福祉事業協会 国家賠償請求訴訟判決に一部勝利命令！**

J R総連の賛助団体である財団法人・日本鉄道福祉事業協会が、「東京駅事件」での家宅捜索で、事件とは全く関係のない事業協会や役員宅が捜索され、物品が押収されたことに対し損害賠償と捜査令状の無効の訴えを起していた裁判で、東京地方裁判所は6月30日、事業協会の訴えを一部認める勝利判決を出しました。

### 無差別押収は違法！

判決は、公安警察の家宅捜索・押収は、違法であることを一部認めるものでした。つまり、目黒さつき会館内に事務所を持つ諸団体の独自の規約や名刺などの押収が、目的外の無差別押収であることを認めたのです。

### 「写し」の廃棄を！

さらに、返還された押収品の写し(コピー)についても、違法な押収については、写しを廃棄するよう命じました。これは、日本の裁判史上、例がない判決であり、特筆すべき勝利であるといえます。

### 東京都(警視庁)は賠償金を支払え！

また判決では、被告である東京都は、事業協会に対し6万円を、元理事長の佐藤氏に4千円の損害賠償を命じました。

### 警察・司法の暴走が止まらない！？

警察による家宅捜索の際、簡易裁判所の押印により簡単に捜査令状が発布できる状況を問題視し、今回、そうした捜査そのものが違法であると主張した点については退けられました。裁判所は、裁判所自らの行為が違法であるとは踏み切れないのです。また、一部の捜査・差押えの違法性については認められず、それによる捜索も適法であるとされたことは残念です。

### 東京駅事件とは

2002年6月21日、東京駅・八重洲口でJ R東海労組員らがビラ配布していたところ、J R東海会社助役が介入し「暴力事件があった」と『被害届』を提出。「事件」としてでっち上げられた。

「事件」から1年後(J R浦和事件発生から7ヶ月後)に突然、警視庁公安二課は、J R総連などの大規模な家宅捜索をおこない、1,000点にもおよぶ押収をおこなった。

J R総連は、ILOへの提訴や国家賠償請求訴訟など反彈圧の闘いを取り組み、昨年3月、不起訴を勝ちとった。

しかし、その押収品の再差押えや、「業務上横領」デッチ上げなど、さらに弾圧は続いている。

### 京力副委員長(判決報告集会でのまとめ)

東京駅事件では、私も被疑者とされましたが不起訴を勝ちとりました。勝ちえた根拠は(弾圧に対し)泣き寝入りをしなかったことです。不正義に対しては、好き勝手を許さず、立ち向かって、一歩でも二歩でも前進していくことが大切です。8月29日にはJ R東海労とJ R総連が提訴している国家賠償請求訴訟の判決も出ます。

この4年間、ご支援をいただき、ありがとうございました。来年のJ R浦和電車区事件の判決が予測されますが、昨年の12・7の弾圧に対しても、闘いの強化が必要です。これからも総団結で頑張りましょう。

今回の判決で事業協会は、「判決で、東京駅事件のデッチ上げが、J R総連や各単組だけでなく事業協会などの団体も含めた過激派による犯行だという公安二課の筋書きに基づく政治弾圧であることが明らかになった」とし、「この判決が、平和・人権・民主主義を守るために活動している市民団体や個人の方々に大きな勇気を与えることができれば幸いだ」とコメントを発しています。

J R総連はこの勝利判決を励みに、えん罪J R浦和電車区事件の勝利にむけた闘いや、昨年の12・7大弾圧をはじめとした政治弾圧に抗するあらゆる闘いを、さらに雄々しく闘っていきます。